

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

農産物の生産の拡大と安定的な供給はもとより、食と農に対する県民の多様化する期待に応えていくため、力強い農業構造の確立や家族農業経営の維持・継続を図るなど、農業・農村の持続的な発展に向け、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めることで、農産物の生産拡大等の促進及び地産地消の推進を図り自給力を高め、食料自給率の向上をめざす計画とする

2 計画の性格

「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」に基づき、施策の基本となる計画として策定するもので、農業者、関係機関をはじめ、消費者等の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの

3 計画の期間

令和8年度(2026年度)を初年度とし、令和17(2035)年度を目標年とする

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

- 人口減少の本格化と高齢化の進行
- 農業の担い手の減少、農業生産を支える労働力不足の表面化
- 国内人口の減少による市場の縮小、世界人口の増加による市場の拡大
- 温暖化や豪雨の頻発化等、気候変動による農産物の安定生産への影響拡大
- 自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクの増大
- 家畜伝染病や新たな病害虫の発生による生産リスクの増大
- 円安や国際情勢の影響で輸入する食料・資材の価格高騰が発生
- 米の価格高騰に対して政府備蓄米放出の実施

- 人口減少や高齢化による農村の活力の低下で集落機能の維持や活動組織による共同活動の継続が困難
- スマート農業技術の開発やその活用が拡大
- 消費者ニーズの多様化、高度化
- 農産物の持続的な供給に向け「合理的な価格形成」と「食品の付加価値の向上」に関する「食料システム法」の制定
- 「みどりの食料システム法」が施行されるなど環境と調和のとれた産業への転換を促進
- 「食料・農業・農村基本法」の改正及び同基本計画の策定
- 三重県議会食料自給総合対策調査特別委員会からの提言

第3章 農業の振興及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

1 農業・農村の果たす役割

- (1) 食料の持続的な供給
- (2) 多面的機能の発揮
- (3) 地域経済と就業の場を担う産業

2 めざすべき将来の姿

- (1) 安全・安心な農産物の生産が拡大し、安定的に供給されている姿
- (2) 力強い農業構造の確立とともに、家族農業経営に係る農業者その他の多様な農業者が参画する地域営農体制が構築され、地域農業が発展している姿
- (3) 農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
- (4) 食品産業事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

3 基本計画の見直しにあたっての視点

- (1) 食料自給率の向上につながる農業生産の振興と販路の拡大
- (2) 力強い農業構造への転換に向けた多様な農業経営の確立
- (3) 地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村振興、安心して暮らせるための農村づくり
- (4) 農業生産の振興を支える地産地消の推進、収益力向上と合理的な価格形成の促進

第4章 農業の振興及び農村の活性化に向けた施策の展開

農業・農村の果たす役割をふまえ4つの基本施策と目標を定め、それぞれの基本施策において、第3章の3で定めた4つの「新たな計画における見直しの視点」を推進

(1) 基本施策I：安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給

基本目標指標	1 食料自給率(カリーベース)(新)	2 農業産出等額		基本事業
	県民に供給される食料のうち、県産でまかなえる食料の割合(カロリーベースで算出)	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額等の合計	現状値	
現状値	目標値(R17年度)	現状値	目標値(R17年度)	
41%(R5年度値)	49%(R16年度値)	1,328億円(R5年値)	1,368億円(R16年値)	1 水田農業の振興 2 園芸農業の振興 3 畜産業の振興 4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保

(2) 基本施策II：農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立

基本目標指標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合	基本事業	
	認定農業者のうち、所得が500万円以上の経営体が占める割合	1 新規就農者の確保・育成	2 農業経営体の持続的な経営発展の促進
現状値	目標値(R17年度)	3 農業を支える多様な担い手の確保・育成	4 農業生産基盤の整備・保全
35.8%(R6年度値)	50%(R17年度値)	5 農畜産技術の研究開発と普及	

(3) 基本施策III：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

基本目標指標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数(累計)		基本事業
	現状値	目標値(R17年度)	
	92取組(R6年度値)	279取組(R17年度値)	1 地域の特性を生かした農業の活性化 2 地域資源を生かした農村の活性化 3 多面的機能の維持・発揮 4 安全・安心な農村づくり 5 獣害によく農村づくり

(4) 基本施策IV：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本目標指標	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出件数(新)		基本事業
	現状値	目標値(R17年度)	
	51件(R6年度値)	106件(R17年度値)	1 持続可能な食を支える食育・地産地消の推進(新) 2 新価値創出と戦略的プロモーションの推進 3 環境への負荷の低減につながる農業生産活動の促進(新)

第5章 推進体制の整備

1 計画の推進体制

農業生産に取り組む主体である農業者、消費者や関係団体、行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた取組を展開し計画の推進に取り組む

県が果たす役割

- ①農業者や地域等の主体的な取組に対する支援
- ②普及指導活動によるマンパワーを生かした支援
- ③現場の課題解決につながる研究開発の実施
- ④市町が行う農村地域施策に対する補完と支援

2 農業生産の振興に向け特に注力する取組

- 「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」改正の主な内容である「農業生産の振興」について、施策横断的に進める3つの取組に危機管理体制の取組を加えた4つの取組を特に注力して進める
- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 取組① 農産物の自給力の強化 | 取組③ 環境と調和した農業の実現 |
| 取組② 人口減少下における農業労働力の確保 | 危機管理体制 家畜防疫対策の強化・徹底 |

三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する基本計画（第4次計画）施策展開の概要

別添1－2

基本施策I 安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給

見直しの視点1

食料自給率の向上につながる農業生産の振興と販路の拡大

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R17年度)	
1 水田農業の振興	米、小麦、大豆の自給率(カロリーベース) (一部新)	83.2% (R3～5年度平均値)	105.0% (R16年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・主食用米の生産拡大 ・麦、大豆、飼料作物、米粉用米、輸出用米の生産拡大、ブランド米、業務用米の振興 ・高温等気候変動に対応した米品種の作付拡大 ・スマート農業技術の実装促進、稻作の節水型乾田直播等省力化技術の実証
2 園芸農業の振興	国内生産量に対する県内園芸品目生産量のシェア拡大(新)	100 (R6年度値) 令和7年8月段階での最新値で測る	110 (R17年度値) 令和18年8月段階での最新値で測る	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜の水田を活用した生産拡大、業務用需要への対応拡大 ・果樹の輸出対応産地づくり ・伊勢茶ブランドの強化、消費拡大、茶産地の振興 ・花きの産地PRなどによる販売促進、効率的な輸送体制の構築 ・省力化技術の導入、高温等気候変動に対応する技術や品種の導入推進
3 畜産業の振興	高収益型畜産連携体数(累計)	30連携体 (R6年度値)	46連携体 (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・収益力向上に向けた異業種との連携促進や施設整備の推進、経営規模拡大や効率化の促進 ・県産畜産物のブランド力向上、県産牛の輸出拡大 ・飼料自給体制の強化、堆肥の肥料への活用促進 ・家畜伝染病の防疫体制の強化
4 農産物の生産・流通における安全・安心の確保	農業の生産・流通における安全・安心確保率	100% (R6年度値)	100% (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全性確保に向けた取組推進 ・食に関わる事業者のコンプライアンス意識の醸成 ・卸売市場の衛生管理の高度化、卸売市場の活性化に向けた地産地消の取組促進

基本施策II 農業の持続的な発展を支える力強い農業構造の確立

見直しの視点2

力強い農業構造への転換に向けた多様な農業経営の確立

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R17年度)	
1 新規就農者の確保・育成	新規就農者数(单年度)	131人 (R6年度値)	193人 (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・就農から経営発展の各段階に応じたきめ細かなサポートの実施 ・農業ビジネス人材の養成 ・法人等における就農者受入環境の整備
2 農業経営体の持続的な経営発展の促進	担い手への農地集積率	47.7% (R6年度値)	70% (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手への農地や経営の集約化、農作業の省力化や効率化の促進 ・家族農業経営の維持・継続も含めた地域計画の実行支援 ・企業参入やサービス事業体の活動促進
3 農業を支える多様な担い手の確保・育成	農業と福祉との連携による新たな就労人数(单年度)	56人 (R6年度値)	48人 (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、女性、若者、外国人等の多様な人材を確保する仕組み構築 ・農福連携における施設外就労の拡大 ・農福連携への企業の参画促進
4 農業生産基盤の整備・保全	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	46.4% (R6年度値)	83.4% (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化などスマート技術に対応した基盤整備の推進 ・農業水利施設の保全管理体制の強化 ・優良農地の確保
5 農畜産技術の研究開発と普及	成果の創出と普及に向けた民間企業、農業者、大学等研究機関との研究連携数(新)(单年度)	30件 (R6年度値)	35件 (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動への適応等ニーズに応じた品種や技術の開発 ・スマート農業技術の活用など効率化・省力化を進める技術の開発 ・環境負荷低減につながる技術の開発

基本施策III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

見直しの視点3

地域資源の活用や多様な人材の参画による農業及び農村振興、安心して暮らせるための農村づくり

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R17年度)	
1 地域の特性を生かした農業の活性化	地域活性化の実践・発展プラン策定数(新)	一プラン (R6年度値)	150プラン (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域を含めた集落や産地における新たな人材の参画・育成や活動規模の拡大 ・多様な農業者等による地域営農体制の構築 ・多様なニーズに応じた基盤整備
2 地域資源を生かした農村の活性化	農山漁村の交流人口	1,757千人 (R5年度値)	2,087千人 (R16年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然や食などの地域資源を生かした農泊の推進や地域活性化施設の整備による都市と農山漁村の交流の促進、所得と雇用機会の確保 ・地域資源を生かした商品の開発・販売の促進 ・より滞在時間の長い交流の促進 ・生活環境等の整備
3 多面的機能の維持・発揮	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	一ha (R6年度値)	650ha (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・水路・農道の保全等多面的機能を支える共同活動の促進 ・広域化、外部団体等とのマッチング及び非農業者の参画による地域のコミュニティ機能増進
4 安全・安心な農村づくり	ため池や排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	5,123ha (R6年度値)	13,536ha (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用ため池や排水機場の豪雨・耐震化対策および長寿命化 ・流域治水の推進による防災・減災機能の維持・強化
5 獣害についての農村づくり	野生鳥獣による農業被害金額	240百万円 (R6年度値)	205百万円 (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・獣害対策を担う人材の育成や集落等における体制づくり、被害対策、生息管理等、総合的な獣害対策の実施 ・ジビエの安定供給体制の整備

基本施策IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

見直しの視点4

農業生産の振興を支える地産地消の推進、収益力向上と合理的な価格形成の促進

基本事業	取組目標			主な施策展開
	項目	現状値	目標値 (R17年度)	
1 持続可能な食を支える食育・地産地消の推進(新)	食育の推進を実施した件数(新)	42件 (R6年度値)	64件 (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や学校、地域等のさまざまな場面における食育の推進 ・地産地消の取組の推進や普及啓発を通じた県民運動の展開 ・合理的な価格形成の実現に向けた消費者理解の促進
	地産地消に主体的に取り組む事業者等数(新)	85件 (R6年度値)	107件 (R17年度値)	
2 新価値創出と戦略的プロモーションの推進	消費者のニーズや行動に合わせた新たな価値創出や魅力発信に取り組む企業等数(新)	89件 (R6年度値)	199件 (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者間のマッチング、異業種の連携による新商品やサービス開発の促進 ・消費者のニーズや行動に合わせた新しい食品ビジネスの創出の推進 ・航空業界や観光事業者等との連携による三重の食のプロモーションの推進
3 環境への負荷の低減につながる農業生産活動に取り組む件数(新)	環境負荷低減事業活動に取り組む件数(新)	139件 (R6年度値)	500件 (R17年度値)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷低減技術の実証・普及 ・環境負荷低減に取り組む農業者の認定 ・環境保全型農業直接支払制度の推進 ・有機農業の拡大、関係者の理解醸成

「三重県食を担う農業の振興及び農村の活性化に関する条例」改正の主な内容である「農業生産の振興」について

「①農産物の自給力の強化」、「②人口減少下における農業労働力の確保」、「③環境と調和した農業の実現」の施策横断的に進める3つの取組と、危機管理体制として「家畜防疫対策の強化・徹底」の取組を設定し、特に注力して進めます。

注力する取組① 農産物の自給力の強化

それぞれの品目や産地において、スマート農業技術の導入による生産性向上、気候変動に対応する生産対策の推進、飼料や肥料の自給体制の強化など、農産物の生産拡大に向けて必要な取組を展開します。

また、魅力ある県産農産物の販路拡大や地産地消など、県民をはじめとする消費者への供給の促進につながる取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) それぞれの品目における生産の維持・拡大 ※米、小麦、大豆の3品目及び野菜6、果樹2、茶1の9品目で目標値を設定 ・ 水稲における多収品種の導入、米粉用米、輸出用米の拡大 ・ 加工・業務用需要等にも対応した水田における野菜の生産拡大 など	I
	(2) スマート農業技術の導入をはじめとする生産性の向上 ・ ICT等の活用によるスマート農業技術の導入 ・ スマート技術の導入に対応した新たな基盤整備の展開 など	I, II, III
	(3) 気候変動への対応や農業資材の自給体制強化による持続性向上 ・ 気候変動に対応する品種や技術の開発 ・ 原料を海外に依存する飼料や肥料の自給体制の強化 など	I, II
	(4) 県産農産物の販路拡大や、地産地消をはじめ魅力ある県産農産物の県民等への供給の促進 ・ 伊勢茶の消費拡大、茶・柑橘における輸出拡大、花きにおける販売促進 ・ 多様な世代に向けた食育や地産地消のさらなる推進 など	I, IV

注力する取組③ 環境と調和した農業の実現

それぞれの地域や産地において、環境保全型農業技術の導入や有機農業といった農業の自然循環機能が維持増進される農業生産活動の推進、耕畜連携等の地域資源の活用を拡大する取組の推進など農業における環境への負荷を低減する取組や、農業・農村が持つ国土保全や水源かん養など多面的機能の維持・発揮につながる取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) 環境への負荷の低減に資する栽培体系への転換の推進 ・ 「環境保全型農業直接支払交付金」を活用した環境への負荷の低減につながる生産活動の促進 など	IV
	(2) 農業生産資材における地域資源の活用促進 ・ 耕種農家の生産した国産飼料を畜産農家が利用し、家畜に由来する堆肥を農地に還元する取組の促進 など	I, II, III
	(3) 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮 ・ 「多面的機能支払交付金」を活用した地域資源の保全や良好な景観形成等を支える地域の共同活動の促進 など	III

注力する取組② 人口減少下における農業労働力の確保

それぞれの地域や産地において、農福連携や、女性、若者、外国人等の農業・農村を支える多様な人材を確保する取組を展開します。

また、必要となる担い手を確保・育成するとともに、家族農業経営に係る農業者その他の多様な農業者も参画する地域営農体制を構築する取組を展開します。

関連する基本施策

取組方向	(1) 産地や農業経営体における多様な人材による労働力の確保 ・ 新規就農者の就農から経営発展の各段階におけるきめ細かなサポート ・ 障がい者、女性、若者、高齢者、外国人等の多様な人材の確保に向けた取組 など	II
	(2) 地域計画の取組を通じた話し合いの促進による担い手の確保・育成 ・ 集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入の促進 など	II
	(3) 家族農業経営に係る農業者その他の多様な農業者の参画による地域営農体制の構築 ・ 小規模な兼業農家や高齢農業者等の多様な農業者の参画・連携による地域農業・集落機能の維持向上 など	II, III

(危機管理体制) 家畜防疫対策の強化・徹底

高病原性鳥インフルエンザや豚熱、さらには隣国で発生し侵入の危険が高まっているアフリカ豚熱など、家畜伝染病の発生を未然に防ぐとともに、発生した場合、的確に対応するため、関係者が一致団結した危機管理体制を構築します。

取組方向

- (1) 家畜伝染病の侵入防止対策の強化・徹底
 - ・ 人、物、車両による農場へのウイルスの持ち込み防止対策の強化・徹底
 - ・ 野生動物の侵入防止対策の強化・徹底 など
- (2) 家畜伝染病のまん延防止対策の強化
 - ・ 高病原性鳥インフルエンザの野鳥におけるウイルス感染の有無等のモニタリング
 - ・ 豚熱の経口ワクチン散布の継続実施、野生イノシシの感染状況のモニタリング及び捕獲強化による個体数の低減 など

第5次三重県食育推進計画(中間案)【概要版】

第1 はじめに

1. 計画策定の趣旨

平成17年に「食育基本法」(以下、「法」という。)が施行され、法に基づき、平成18年に国が「食育推進基本計画」を策定し、食育推進の全国的な展開が始まりました。

三重県では平成19年3月に策定した「三重県食育推進計画」に引き続き、平成24年に第2次、平成28年に第3次、そして令和3年に令和7年度までを期間とする「第4次三重県食育推進計画(以下、「県4次計画」という。)を策定し、さまざまな取組を行ってきました。

しかしながら、ライフスタイルや働き方の多様化など生活環境の変化に伴い、食生活のあり方が大きく変化しています。また、食卓と農林水産業の現場との距離が遠くなる中、生産現場や持続可能な食料システムへの理解を深めることが重要となっており、これらの変化をふまえた食育が必要となっています。

このような情勢をふまえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第5次三重県食育推進計画」を策定します。

2. 第5次三重県食育推進計画の位置づけ

本計画は法第17条に基づく都道府県食育推進計画として策定するもので、計画期間については、令和8年度から令和12年度までの5年間としますが、食育を取り巻く情勢の変化等をふまえ、必要な場合には随時計画の見直しを行うこととします。

また、本計画は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等および地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号)第41条に基づく、三重県の「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」に位置付けています。

第2 第4次計画の成果と課題

第4次計画における目標達成状況は以下の表のとおりでした。

目標達成状況の判定	指標項目数
△ 「現状値」が「計画策定時」より改善した場合	3
▼ 「現状値」が「計画策定時」より悪化した場合	6

「現状値」が「計画策定時」より悪化した6項目のうち5項目が朝食の喫食率やバランス食等の食習慣に関連する項目でした。

また、学校給食での地場産物の使用割合も年々低下しています。

これらの結果から課題を以下のとおり整理しました。

【課題】

- ・健全な食習慣の確立に向けた働く世代に対する食育の強化
- ・学校給食における地場産物の活用の推進に向けた連携体制の確立
- ・市町や関係団体とのさらなる連携の強化

また、望ましい食習慣は小さいころから日々の体験の中で身につくものであり、子どもだけでなく、未来を担う子どもたちに伝える立場となる大人に対する食育が必要です。

第3 第5次三重県食育推進計画の基本理念

基本理念:「みえの食を通じて健全な心身と豊かな人間性を育む」

基本方針	① ライフステージに合わせた食育の推進
	② 持続可能な食を支える食育の推進
	③ 多様な主体との協働による食育の推進

【基本理念の考え方】

「食」とはただ必要な栄養素を取り入れるだけではなく、誰かと向き合いながら食事をする共食を通じて、食卓で言葉を交わし、感情を分かち合うことで豊かな感受性を育み、心の栄養を取り入れることができます。

温暖な気候に恵まれた豊かなみえの「食」を通じて、「食べる力」=「生きる力」を育み、食に关心を持ち、食を楽しむことで豊かな心が育まれ、豊かな人間性の形成へつながる「みえの食育」を推進します。

第4 「みえの食育」に取り組む基本方針と具体的施策

基本方針1 ライフステージに合わせた食育の推進 新規

全ての県民の皆さんが健全で充実した食生活を実現できるよう、生涯を通じた切れ目ない食育の取組を推進します。

第4次計画の結果から食習慣や食生活に関する取組指標の達成状況が低下しており、特に若者世代(20~30歳代)の数値が低いことがわかっています。さらに、正しい食習慣は子どもの頃から身につけることが重要であることから、子どもおよび若者を対象とした食育に重点的に取り組みます。

あわせて、ライフスタイルや働き方の多様化など生活環境の変化に伴い、食生活のあり方が変化しています。従業員等の健康に配慮した食事や食品を提供する事業者の取組を支援することで、健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」を推進します。

目標指標		現状値(R6)	目標値(R12)
主指標	朝食を毎日食べている子どもたちの割合	小学生 93.5%	100%
	中学生 91.6%	100%	
副指標	朝食メニュークールに応募する学校数	小学校 71校	100校
	中学校 42校	70校	

目標指標		現状値(R6)	目標値(R12)
主指標	学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース)	54.1%	57.2%
副指標	地場産物を活用した学校給食用一次加工品開発数(累計)	11件	17件

目標指標		現状値(R6)	目標値(R12)
主指標	三重とこわか食環境イニシアチブに参画する事業所のある市町数	-	15市町
副指標	県民に対して食育や食に関する啓発を実施した回数(累計)	-	100回

具体的施策

- <共通項目>**
- (1) 望ましい食習慣や知識の取得
 - (2) 家庭や地域における共食の推進
 - (3) 健康寿命の延伸につながる取組の推進
- <重点項目>**
- (1) 学校における食や農に関する指導の充実
 - (2) 学校給食を活用した食育の充実と地場産物の活用推進
 - ・学校給食の教育的意義を高める取組
 - ・学校給食における地場産物の活用促進
 - (3) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
 - (4) 高校生や大学生等に対する食や農への理解促進 **新規**
 - (5) 若い世代や多様な暮らしを営む県民の食環境づくり
 - (6) 職場における従業員等の健康に配慮した大人の食育の充実
 - (7) 保護者の食や食育に関する知識の取得 **新規**

基本方針2 持続可能な食を支える食育の推進 新規

地産地消運動や農林漁業者との交流、農林漁業体験等を通じて、食を支える農林漁業への理解を深め、食卓と農林水産業の現場の距離を縮める取組を推進します。

また、環境に配慮した農業生産方式や水産物の資源管理等、環境と調和のとれた持続可能な食料生産等の重要性を情報発信とともに、人や社会、環境に配慮した消費行動である「倫理的消費(エシカル消費)」の啓発、食品ロス削減に向けた多様な関係者との連携・協働等、持続可能な食を支える食育を推進します。

目標指標		現状値(R6)	目標値(R12)
主指標	食品ロス量の削減率	43.4%減	検討中
	事業系食品ロス量	6.6%減	検討中
副指標	検討中	-	-

具体的施策

- (1) 地産地消の推進
- (2) 農林漁業体験を通じた農林水産業への理解促進
- (3) 適正な価格形成に向けた消費者理解の促進 **新規**
- (4) エシカル消費の啓発
- (5) 食品ロス削減に関する取組
- (6) 持続的な生産方法や資源管理等に関する取組の推進
- (7) 食文化の維持・継承

基本方針3 多様な主体との協働による食育の推進 新規

地域における管理栄養士や栄養士、食生活改善推進員等による活動や、食品関連事業者による取組等、多様な主体と協働することで、地域全体で食育実践の輪が広がるよう施策を展開します。

あわせて、市町における食育を展開するため、「市町食育推進計画」の策定を進めるなど、食育推進体制を整備します。

目標指標		現状値(R6)	目標値(R12)
主指標	市町食育推進計画の策定率	82.8%	100%
副指標	意見交換等を行った市町数	5市町	毎年29市町

具体的施策

- (1) 各分野との協働による食育の推進 **新規**
- (2) 専門的知識を有する人材の養成・活用
- (3) 食の安全・安心確保に関する取組
- (4) 食品関連事業者等による食育の推進
- (5) 市町食育推進計画の策定支援
- (6) 災害を意識した「食」の備えの啓発

第1章 計画策定の考え方

1 計画策定の目的

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための
基本的な計画として策定

2 計画の位置づけ

「みえ元気プラン」および「三重県食を担う農業の
振興及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を
達成するための基本的な農業農村の整備計画

3 計画期間

令和8年度(2026)から10年後
を見通す

第2章 三重県の農業および農村をめぐる情勢

1 農業および農村を取り巻く情勢の変化

- (1) 本格的な人口減少
- (2) 食料安全保障のリスクの顕在化
- (3) 自然災害の激甚化・頻発化
- (4) 農村地域における集落機能の低下
- (5) 農業・食関連産業のデジタル化
- (6) 国の農業政策をめぐる動き

2 三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題

- (1) 農業の生産性・施設の保全管理
 - ・農業就業人口が減少する中、農業水利施設の適切な保全管理が困難な状況。
- (2) 農村の防災減災
 - ・自然災害が一層激甚化・頻発化する中、災害リスクの増大。
- (3) 農村の振興
 - ・集落機能の低下や活動組織による共同活動の継続が困難な状況。

第3章 基本的な考え方

1 農業農村整備の果たす役割

- 役割1 農業の生産を支える基盤づくり
- 役割2 農村の暮らしを支える基盤づくり
- 役割3 農村の振興を支える体制づくり

2 取組の展開に向けた見直し視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、次の3点を見直しの視点としながら、地域での計画づくりに主体的に関与するとともに、めざす姿を地域の関係者と共有し、連携して農業農村整備を推進する。併せて、農業生産性の向上、農村の防災減災や地域活性化等に向けた農業農村整備施策について、必要性や役割を広く県民に情報発信する。

見直し視点1 食料の安定供給を支える農業生産基盤の強化に向けた新たな展開

見直し視点2 安心して暮らせるための農村づくりに向けた新たな展開

見直し視点3 多様な人材と地域資源がフル活用された農村振興に向けた新たな展開

3 農業農村整備がめざす

農業および農村の将来の姿

- ① 生産性や収益性の高い農業
- ② 安全・安心な農村生活
- ③ 農村活力の維持・強化

第4章 整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要なポイント

農業生産性の向上と安心・安全な農村づくりを図るとともに、活力ある持続可能な農村の振興に向けた取組を着実に推進する。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用し、さまざまな課題に対応するため、選択と集中により施策を推進する。

○地域の特性を生かした計画づくりに向け、市町をはじめ関係機関との連携等を促進し、地域の課題解決に向けた取組を進める。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等をふまえた優先度を設定して、目標達成に向けて取り組む。

○取組を円滑に推進するため、コスト縮減対策や国の諸制度の有効活用等により整備経費の削減や効果的な地元負担金の軽減対策に取り組む。

1 農業生産性の向上

農業生産基盤の維持・発展を図り、さらなる農地の集積・集約化を進めため、農地の大区画化等のスマート技術に対応した**生産基盤の整備**、効率的な営農の実現に向けたパイプライン化等の**維持管理の省力化**に取り組むほか、農業水利施設が適切に機能を発揮できるよう**施設の保全対策**を進めるとともに、将来にわたり**地域の農業水利施設等を適切に保全していくための体制の構築**を推進する。

目標項目	指標	現状値 R6(2024)	目標値 R17(2035)
基本目標 基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	46.4%	83.4%
基本事業 スマート技術や省力化に対応した基盤整備（新）	整備地区数	12地区	48地区
更新が必要とされる基幹的農業水利施設における保全対策（新）	着手済施設数	22施設	42施設
水土里ビジョンを策定した土地改良区の受益面積割合（新）	面積割合	-	85.0%

2 安全・安心な農村づくり

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場の豪雨対策および耐震化・長寿命化等の整備とともに、ICTの活用等によるため池や排水機場の適正な保全および管理体制の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組を推進する。

目標項目	指標	現状値 R6(2024)	目標値 R17(2035)
基本目標 ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	5,123ha	13,536ha
基本事業 農業用ため池の決壊を防止するための豪雨対策、地震対策および劣化対策	整備済ため池の数	62か所	175か所
排水機場の耐震化および長寿命化	整備済排水機場の数	26か所	80か所
田んぼダムに取り組む水田（新）	取組面積	168ha	950ha

3 活力ある持続可能な農村の振興

活力ある持続可能な農村を実現するため、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた**地域の共同活動や営農活動を支援**とともに、組織の共同活動が持続的に行えるよう、**組織間の連携促進等、組織の体制強化**に取り組む。また、農業生産を支える地域に応じた**基盤整備**と地域資源活用につながる**活性化施設整備を一体的に推進**する。

目標項目	指標	現状値 R6(2024)	目標値 R17(2035)
基本目標 活力ある持続可能な農村の実現につながる新たな取組数（新）	取組数	-	174取組
基本事業 多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む農用地	活動增加面積	-	650ha
組織の体制強化が図られた活動組織数（新）	活動組織数	-	20組織
中山間地域等で整備した生産基盤施設や生活環境および活性化施設	整備数	128施設	242施設
中山間地域等直接支払制度を活用する集落が取り組む農用地	協定増加面積	-	50ha

第5章 推進体制

1 関係者の役割

本計画に掲げる施策を着実に推進し目標を達成するために、それぞれの役割に応じた取組を関係者と連携して行う。

2 推進体制

「地域づくりのための農業農村連絡会議」を設置し、地域の計画づくりに向けた話し合いや取組を進める。

「三重県ツキノワグマ管理計画」（最終案）の概要

1. 計画の名称と考え方

(1) 名称 三重県ツキノワグマ管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）

(2) 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）

(3) 計画の期間 策定日 から 2027（令和9）年3月31日 まで

（第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

(4) 計画の対象地域

三重県全域

2. 現状、課題と計画の目的

三重県のクマは、国において、絶滅のおそれのある地域個体群（紀伊半島地域個体群）として位置づけられ、本県では三重県自然環境保全条例に基づき「三重県指定希少野生動植物種」に指定し、保護を図ってきた。しかし、近年、クマの分布域が拡大傾向にあり、人の生活圏への出没增加に加え、目撃件数についても令和6年度は令和5年度の約4倍に増加し、さらに人身被害も発生するなど、クマが人の命や生活を脅かす状況となっている。

そのため、「人とクマとの棲み分けを図り、クマによる被害を防止する」ことを目的とした「三重県ツキノワグマ管理計画」を作成する。

3. 計画の目標

人身被害ゼロ

人の生活圏への出没防止

4. 目標を達成するための施策

計画の目標達成に向けて3つの施策を実施する。

(1) 被害防止対策

クマによる被害を防止するために、人の生活圏に出没するような問題個体の駆除や注意喚起などに取り組む

(2) 里地里山の管理

人の生活圏へのクマの出没・接近を抑制するため、人の生活圏と奥山の間で、緩衝帯（バッファーゾーン）の整備や集落周辺における誘引物の管理・除去などに取り組む

(3) 自然環境の保全

奥山において、人の生活圏への出没抑制を図るための環境を創出する

5. 施策等を適切に実施していくための方法

(1) ゾーニング管理

人とクマの活動区域を3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた取組を実施する。

区分	概念	主な取組
被害防止ゾーン	集落内や農地など人間の活動が盛んな地域（人の生活圏）	問題個体の駆除（緊急銃猟を含む）、出没情報提供の充実、防護柵の設置
緩衝ゾーン	人の生活圏とクマの生息域の間の地域（里山）	問題個体の駆除、緩衝帯の整備・維持、誘引物の管理・除去
生息・保護ゾーン	クマの生息に適した地域（奥山）	問題個体の駆除、適切な森林整備の推進

複数ゾーンに跨る熊野古道においては、人身被害の未然防止に向けた取組を充実・強化する。

(2) 個体群管理

紀伊半島地域個体群が存続可能な個体数水準に管理していくことをふまえ、年間総捕獲数の上限目安を設定する。誤認捕獲された個体は原則放棄する。

①ゾーニングによる捕獲

②年間総捕獲数の上限目安の設定

③誤認捕獲の防止

④隣接県間の連携

(3) モニタリング等調査

個体数の推計及び個体群の分布域の精度を向上させるため、生息状況などのモニタリングを継続して実施する。

①生息数推定調査

②出没状況調査

③被害状況調査

④環境調査

6. その他管理ために必要な事項

(1) 普及啓発・人材育成

(2) 捕獲者の育成

(3) 緊急対応と連絡体制の構築

三重の森づくり運動について

I. 背景(全国植樹祭の招致)

- 令和2年12月 本会議
県議会「全国植樹祭の招致に関する決議」全会一致で可決



- 令和3年2月 本会議
知事 令和13年開催の全国植樹祭招致の意向を表明 (知事提案説明)

全国植樹祭の招致に向けた県民の皆さんの気運醸成が必要

2. 「三重の森づくり運動」について

- 全国植樹祭の招致に向けた気運醸成を図るため、「三重の森づくり運動※」を推進

方針(1) 森づくり活動の促進



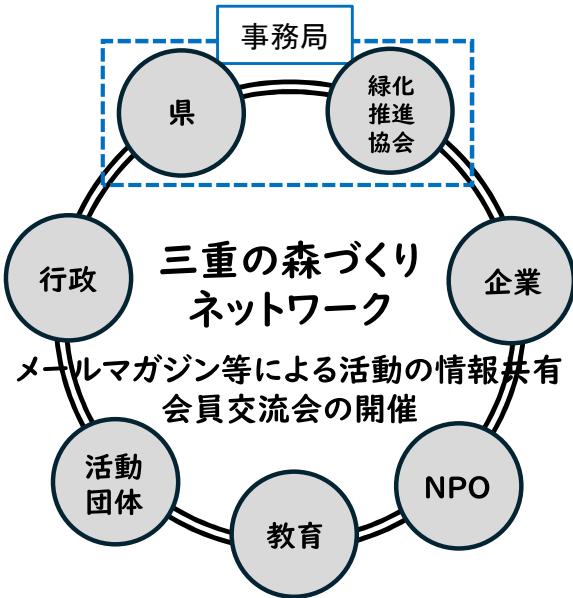
方針(2) 森を育む意識の醸成



※「三重の森づくり運動」
県民の皆さんを取り組む森づくり活動の促進や、森を育む意識の醸成につながる体験活動やイベントの開催など、森林に関連するさまざまな活動

3. 「三重の森づくりネットワーク」について

- 令和6年10月、森づくり活動等に取り組む関係者の連携強化を図り、一丸となって「三重の森づくり運動」を推進していくため、(公社)三重県緑化推進協会と連携して「三重の森づくりネットワーク」を発足



全國植樹祭招致に向けた気運醸成

県民全体で森林を支える社会づくりの実現



4. 今後の対応

- ネットワークの拡大とともに、ネットワーク活動の充実を図る
- 「三重の森づくり運動」の推進を通じて、全国植樹祭の招致に向けた気運醸成を図るとともに、県民全体で森林を支える社会づくりの実現につなげる